

共同審判請求人の一人を被告とする審決取消訴訟の適法性

知財高判平成30年12月18日（平成30年（行ケ）第10057号）

裁判所ホームページ

弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士 田上 洋平

第1 事案の概要

1 当事者

原告（X）特許権者・審判被請求人

被告（Y）審判請求人

2 事実関係

本件は、発明の名称を「二次元コード、ステルスコード、情報コードの読み取り装置及びステルスコードの読み取り装置」とする発明に係る特許（第3910705号）について、Y及び訴外Aが共同でした無効審判請求に係る無効審決の取消訴訟である。Xは、共同審判請求人2名のうちYのみを被告として本件訴訟を提起し、訴外Aとの関係では、審決取消訴訟が提起されないまま出訴期間を経過した。

なお、審決では本件発明は引用発明1、引用発明2と同一であるから、特許法29条1項3号により無効であるとの判断がなされている。

第2 判決

1 当事者の主張

(1) Yの主張

本件訴えは、Y及び訴外Aが共同で請求した特許審判事件の無効審決に対する審決取消訴訟である。無効審決が確定した場合には対世効が生じるため、複数の審判請求人がいる場合に無効審決がされたときは、その判断を合一的に確定する必要がある。このため、この場合の審決取消訴訟は、被請求人が請求人全員に対して訴訟を提起すべき固有必要的共同訴訟である。

しかるに、Xは、本件においてYのみを相手方として訴えを提起し、訴外Aに対する訴えを提